

人権ロコニ講座3 もくじ

1 在日の文化と歴史を知ること

(財)世界人権問題研究センター研究第3部長・京都造形芸術大学教授

仲尾 宏 1

2 バリアフリーの社会をめざして

(財)世界人権問題研究センター嘱託研究員・同志社大学非常勤講師

田中 和男 3

3 人 質

(財)世界人権問題研究センター客員研究員・京都橘女子大学教授

田端 泰子 5

4 子どもに目をむけて

(財)世界人権問題研究センター嘱託研究員・大阪大学大学院

谷口 真由美 7

5 平和の文化国際年

(財)世界人権問題研究センター客員研究員・立命館大学教授

薬師寺 公夫 9

6 子どもの人権・おとなの人権

(財)世界人権問題研究センター 嘱託研究員・甲南大学の教授

中井 伊都子 11

7 まだ、結婚に反対するのでしょうか

(財)世界人権問題研究センター 客員研究員・近畿大学非常勤講師

三原 容子 13

8 日本語を学ぶ教室

世界はテマン・ともだち

(財)世界人権問題研究センター 研究第4部長 シャーナリスト

福田 雅子 15

9 多文化共生

(財)世界人権問題研究センター 嘱託研究員
特定非営利活動法人東九条まちづくりサポートセンター 副代表理事

宇野 豊 17

10 働くことは「自己実現」
重度身体障害者の授産施設 京都太陽の園

(財)世界人権問題研究センター 研究第4部長・シャーナリスト

福田 雅子 19

在日の文化と歴史を知る1

(財)世界人権問題研究センター 研究第3部長・京都造形芸術大学教授 仲尾 宏

今年の8月、広島で第21回全国在日朝鮮人(外国人)教育

研究協議会の全国集会が開かれました。全国からおよそ千

人の小・中・高の先生達が集まり、様々な教育実践の報告や

経験交流がありました。

ここでは京都から参加した二人のある小学校の先生のレポ

ートを紹介しましょう。

A先生は学習発表会の時、韓国・朝鮮の伝統的な民族衣

装であるチヨゴリを着て、音楽劇の中の人物を演じました。す

ると4年生の児童が「私、小さい時このチヨゴリきててん。きれ

いやろ。先生にあげるわ。」とってチヨゴリを持つてきました。

そしてチヨゴリ・ファッションショーが開かれました。このような

取組を見て在日の保護者は「とってもよかった。もっとたくさん

の人に見てもらいたい。もっと。もっと。」と強くA先生の手を

握りしめました。そのうちにある在日の子どもがチヨゴリを着

て登校する、というイベントがおきました。もちろん校内の大

人気者です。

B先生の担任したある在日の子どもは、先生が韓国のこと

ばを聞いても最初は押し黙ったままでした。でも何度か話を



■全国在日朝鮮人(外国人)教育研究協議会全国集会の様子

かわし、家庭訪問でオモニ(お母さん)と交流する中で少しずつ心を開いてきました。そしてこんな事をいいました。最初この彼女が黙っていた原因がわかったのです。

「お父さんがおこらはるねん。韓国の言葉いうとすこくおこらはつてん。お母さんも私も韓国の話は家でしいひんかつてん。でも今は、お父さん、韓国の言葉練習してはるねん。今度韓国に行つたらしゃべれるようにつて。」

今、隣の国には明るい光がさしはじめています。日本で大人も子どもも名前や故郷のことを隠して生きていざるを得なかった在日の人々とその文化を、今こそ日本人と日本社会が同じ社会を構成する一員として処遇し、対等なパートナーとしてその人権を尊重することが改めて求められています。

2

バリア・フリーの社会をめざして

(財)世界人権問題研究センター嘱託研究員・同志社大学非常勤講師 田中 和男

障害者の福祉については、障害者にとっての生活の壁が少な

くなるようバリア・フリーやノーマライゼーションの考え方が拡

がって来ている。共生だとかハートビルという言葉が政府・自治

体の刊行物にもよく見られるようになった。障害者の自主性

を尊重し、自己決定と完全参加による社会づくりが唱えら

れている。自立をサポートする市民の協力が必要だ。しかし、

実態はどうか。例えば、休日の街で障害者が自由に過(こ)して

居るのに出会うことは少ない。ラッシュアワーの時間では、障害

者が通学・通勤することすらできない。企業も、障害者の雇用

に協力するよりも納付金で済ましてしまう事例も多く見ら

れる(法定雇用率未達成の民間企業は'99年で55.3%)。だから

障害のない人々と障害者との出会いや共生の機会は今でも少

ない。障害者の生活がどこかに(障害者の家族・福祉施設の中に)

隠され、見えざる存在とされている。

ここまで抽象的に障害者と表現してきたが、障害者といっ

てもその障害の種類や程度、重複性など千差万別である。そ

れぞれが違う障害とつきあいながら生きている。だから「既に

は語れない。それぞれ違う障害に苦しみながらも(人によって

はいつも、時々、たまにとこれも「概には言えない)、障害のない

人たちと同様に扱ってほしいとも考えたりする。人間皆平等



ではあるが、自己の障害による苦しみや困難は他人とは違う。障害が不幸だというのも一面的だが、障害を克服したい期待もある。障害と困難の因果関係の認識の程度も障害の種類や程度により様々である。健常者という一つの物差しだけで計ることはむずかしい。だから、知的障害者や精神障害者に対する福祉の施策が遅れてきた。

ノーマライゼーションやバリアフリーを国民に理解してもらうためには、障害者個人個人の障害と困難の個別性と絶対性を基本にした行政施策の見本を見せるのが早道だ。障害者であることを示す手帳の種類や障害の等級にかかわりなくにだ。

人質

(財)世界人権問題研究センター客員研究員・京都橘女子大学教授 田端 泰子

国語辞典で「人質」を引くと「誓約・和親の保証としておくる養子・親族・友人等」とありますが、人を人のための人質にするというのは、人権という観点からみて許せない行為といえましよう。

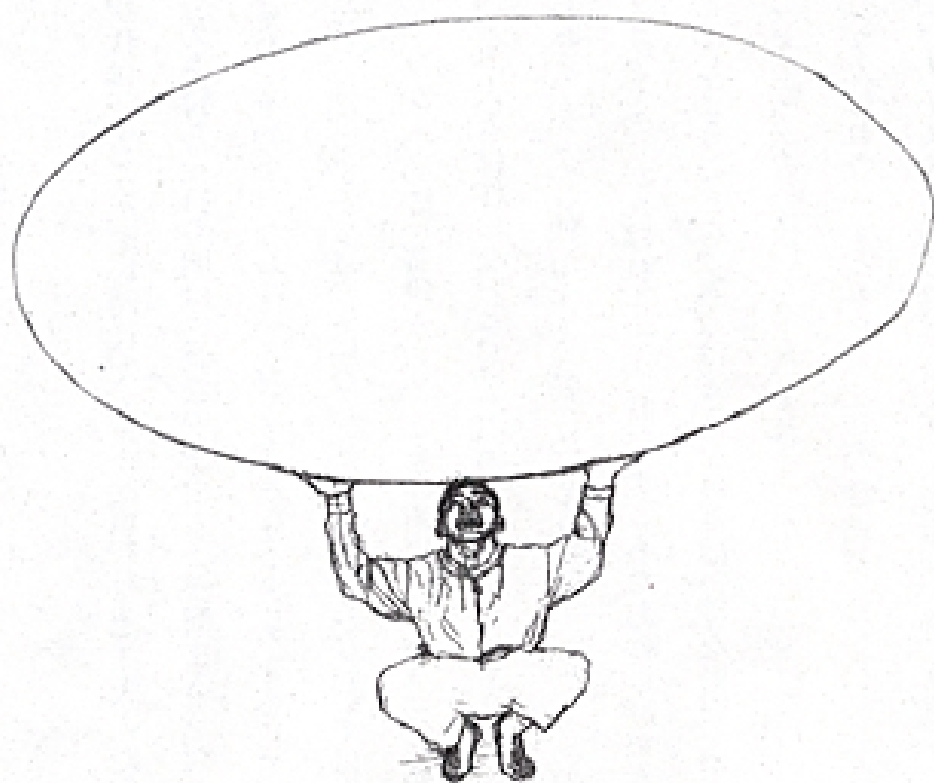
歴史上人質が多数登場するのは戦国時代で、徳川家康が竹千代時代に今川義元に対する織田信長方の人質となつて苦勞をなめたことは有名です。人質には子女が多かつたのですが、明智光秀が母親を人質とした例もあります。大切な人であるほど、人質としての意味は大きかつたのです。

そのため、かつて人質をつとめた人物が、後その苦勞に対し

て報酬を求めた例があります。島津義久の娘龜寿は二六〇〇年、父から二七〇〇石を加増され、計二万二七〇〇石の知行を与えられました。一国の大名に相当する石高です。これほどの石高を与えられた理由は、幼少時より京都で豊臣秀吉に対する島津家の人質として苦勞を重ねたからなのです。

この慰勞として大きな知行高が島津家から与えられたので、これを知つた島津家の他の女性も、人質となつたことに対する報酬を求めました。人質に甘んじて泣き寝入りするのではなく、堂々と報酬を求めた点に興味がわきます。

人質となつた人物は、ただ屋内に閉じこめられていたのでは



なく、亀寿の場合国元の当主に対し、京で見聞した天下の動きを手紙にして送ったので、島津氏はそれによって家の進む方向を決めたのでした。人質は情報発信者でもあったのです。

ではなぜこの時代、人質が増えたのでしょうか。亀寿らは手紙の中で「お家のため」辛勞を重ねたと自負しています。島津家を守るために人質は役立てられたのです。このことは「家」が人間よりも尊重されていたことを示しています。「家」や「家父長制」は目に見えないものですが、人々の意識の中で、人権に優先すると考えられていました。このことのごわさを、「人質」という語は示しています。

4

子どもに目をむけて

(財)世界人権問題研究センター嘱託研究員・大阪大学大学院 谷口 真由美

現代はストレスの多い時代だ、とよく言われます。大人だって、自分の気持ちを打ち明けられないとストレスが溜まるものです。

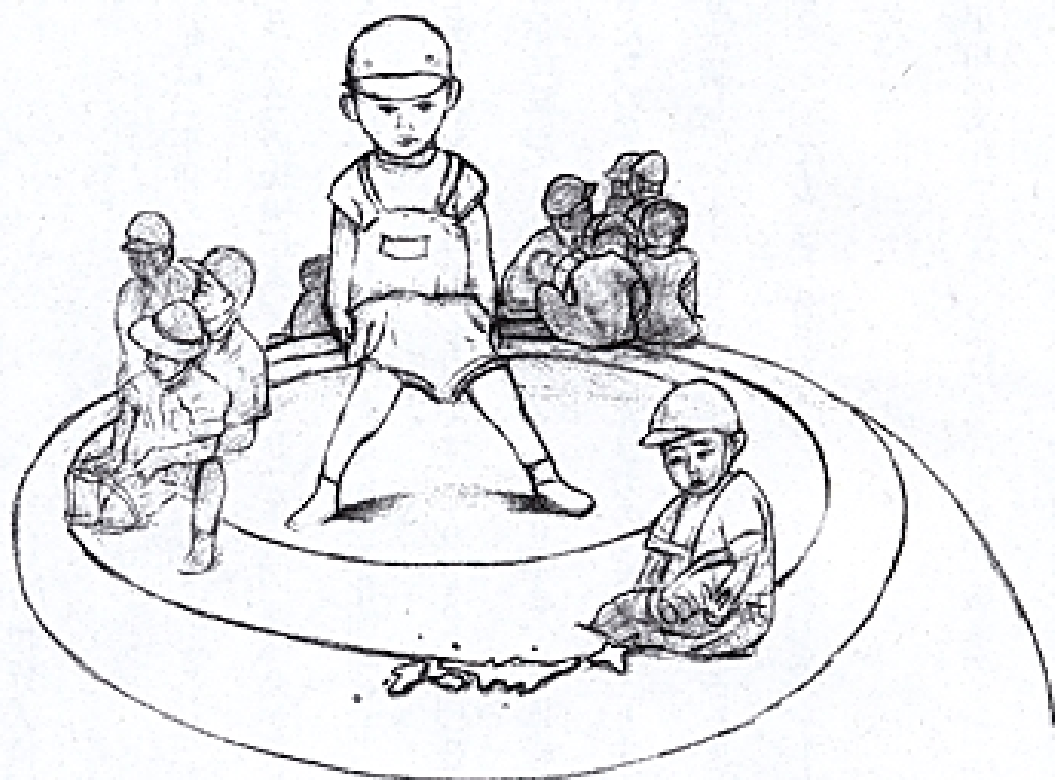
子どもがその小さな身体で、日々大きなストレスを感じていることに、周囲はもっと敏感にならないとストレスが溜まるのではないのでしょうか。その際、普段から子どもの声に耳を傾ける時間や環境を、大人は作らないといけないのでしょうか。

日本人がよく使用する言葉に「がんばれ！」というのがあります。その「がんばれ！」が、時に子どもたちの逃げ場を無くしてしまうことを、大人は考えなければいけないのではないのでしょうか。不登校にしても、それまでがんばってみたけれど、もうがんばれない子どもたちなりの意思表示であるとして、社会も受け止めてやらなければいけないのではないのでしょうか。

「子どもの個性を伸ばす教育」は、「子どもを押し並べて

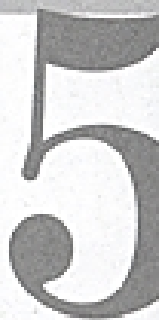
画的に教育」することではないはずですが、型にはまらない子どもがいても、わざわざ大人のつくった「こういう子どもになりなさい」型に、はめようとしないでいいのではないのでしょうか。子どもだって、人格を持った一人の人間なのです。作家の宮本輝さんは「学校は出たわ、早死にしたわ、てなことになったらどないするのや。勉強なんか出来んでもかまへんのや。アホでもええ、根性なしでもええ。大きいにさえなってくれたら」と、ある所に書かれていました。

今では大学院生と世間的にはそれなりに聞こえが良い(と一般には言われている)私も、かつてはいわゆる「落ちこぼれ」でした。小学校低学年の時、学校になじまず登校拒否になったこともあります。学校に行く時間になると、本当にお腹が痛むという症状でした。それは私なりのSOSであったと、親や



先生は真剣に考え、暖かく見守ってくれました。高校生の時、成績に赤点を取ることもありました。苦手なものを苦手だと認識し、好きなことをして、そして好きなことをさせてもらって、現在の私があります。周りの大人たちは、そんな「私」を幼い頃から、一人の人格を持った人間として尊重してくれました。人は、周りから尊重され、信頼されることによって強く成長するのではないのでしょうか。

児童の権利条約は、その前文で「児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきである」と謳っています。これはつまり、子どもを尊重するということです。尊重するということとは、単に甘やかすことでは決してありませんが、本当に子どものことを考えるなら、一人一人にあった生き方を、周りの大人が尊重してあげることが一番大切なのではないのでしょうか。



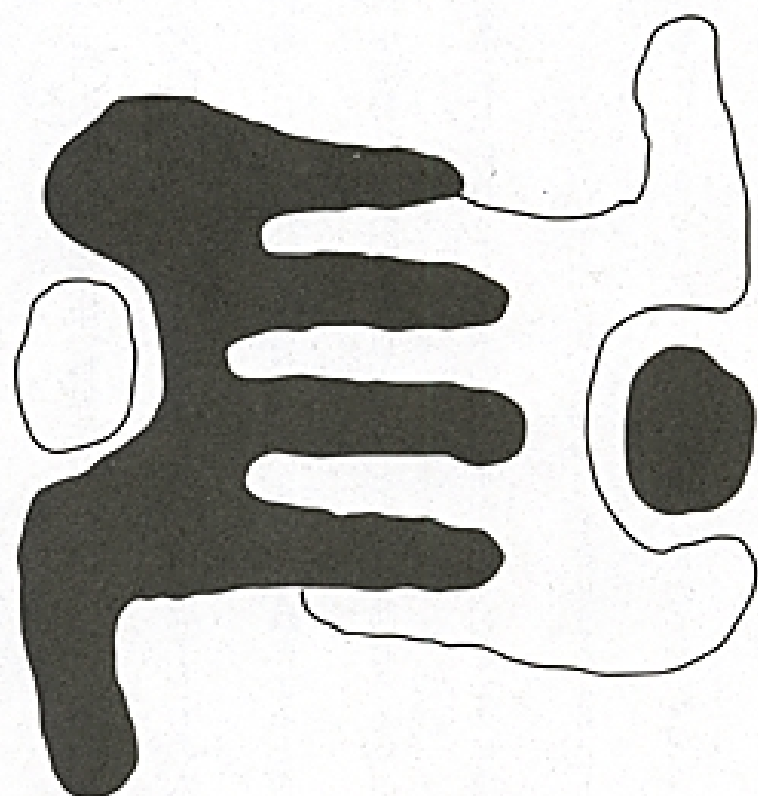
平和の文化国際年

(財)世界人権問題研究センター 客員研究員・立命館大学教授 薬師寺 公夫

今年、「平和の文化国際年」にあたります。これは、もともとユネスコの提唱によって、1997年の国連総会が新しいミレニアムの始まる2000年を「平和の文化国際年」とすることを宣言したことによるものです。1998年の国連総会は今年に続いて2001年から2010年までを「世界の子どもたちのための平和の文化と非暴力の国際20年」とする」とも決議しています。もともと、「平和の文化」(Culture of Peace)といっても、まだ皆さんにはなじみのない言葉かもしれませんが。

「平和の文化」という言葉は、20世紀が「戦争の世紀」であった、そして20世紀には暴力、偏見、差別といった「戦争の文化」

が支配的であった、だから戦争や暴力を避けるためには「平和の文化」を一人ひとりが日常生活の中でつくっていくことが大切なのだ、という認識に立って提唱されたものなのです。私も大学で平和博物館の仕事に携わったことがあります。私たちは平和の尊さを伝えるために反対物の戦争の悲惨さ、実態を描きがちです。これはこれで大変重要なことなのですが、七年ほど前に世界平和博物館会議で広く平和の文化や創作で平和を伝える展示を試みているという確かオーストラリア国立博物館の方の話だったと記憶していますが、それが強く印象に残っています。「平和の文化」とは、戦争と暴力の否定とともに、生命、すべての人権と基本的自由および文化的多様性



の尊重、相互理解の促進、男女平等と機会均等の促進、寛容、連帯、正義の実現などに貢献していく態度や行動様式、生活様式をいいます。

「平和の文化国際年」にちなんで、国連、ユネスコ、政府をはじめ「平和の文化」の実践のためにさまざまな活動が展開されていますが、何よりも重要なことは「平和の文化」の確立のためには誰もが関われ、誰もが貢献できるということです。個人で、家庭で、地域で、職場で、町で、平和、人権、和解、正義、連帯、偏見・差別の撤廃、寛容、国際理解のために自分でできる行動を起こしてみませんか。「平和の文化に関する宣言と行動計画」は、ユネスコのホームページで誰でもみることが出来ますよ。

(<http://www.unesco.or.jp/index1.htm>)

6

子どもの人権・おとなの人権

(財)世界人権問題研究センター嘱託研究員・甲南大学助教授 中井 伊都子

ユニセフの2000年版「世界子ども白書」は、20世紀に

おける諸国家のビジョンと政策の欠如のために、子どもの人権

が侵害されている状況を告発しています。それによると毎日

世界中で約3万人の5歳以下の子どもが予防しうる病気で

命を落とし、毎月25万人の青少年がエイズウイルスに感染

しています。この10年間に武力紛争に巻き込まれて死亡した

子どもは200万人に上り、600万人の子どもが負傷

しました。また国際労働機関(ILO)は、発展途上国で

は2億5000万人の5歳から14歳の子どもの労働に従事

しており、うち56000人が危険な環境に置かれている

と見積もっています。

子どもの権利を脅かす状況は、発展途上国だけの問題で

はありません。わが国でも外国人学校の生徒への差別、子ども

の虐待、少年犯罪、教育における過度の競争、学校での暴力や

いじめ、有害な情報からの子どもの保護など、早急な対応が

求められている課題が山積しています。

このような状況の中で、人類の未来のためには21世紀を

担う子どもたちを取り巻く諸問題に真剣に対処しなければ

ならないという共通の危機感から生まれたのが、1989年

に国連で採択された子どもの権利条約です。この条約は、そこ



に列挙されたさまざまな子どもの権利を実現するためにあらゆる政策や措置を導入し、子どもの最善の利益を考慮すべきことを国家に義務付けると同時に、第二義的な養育責任は親にあることを明確に規定しています。

生命に対する権利から、休息や余暇についての権利まで、極めて多岐に及ぶ子どもの権利を謳いあげたこの条約には、現在191もの国が遵守を約束しています。でも権利を保障されるはずの子どもたちが自身が、どれほどこの条約で約束されたことを知っているでしょうか？教育の場面だけではなく、家庭で、地域でそして社会全体で子どもの権利を理解し、それらを子どもたちに伝え、主張する手段を提供するのは、「おとな」の義務ではないでしょうか。

まだ、結婚に反対するのではありませんか

(財)世界人権問題研究センター客員研究員・近畿大学非常勤講師 三原 容子

まもなく二十一世紀を迎えようという今日、なお後を絶たないのが、同和地区出身を理由とする結婚差別である。結果的に結婚できても、一部の親族との縁が切れたままであるなどの事情を抱えるカップルは少なくない。

若い時期に行く手をふさぐ高い壁は、一生を左右しかねない、きびしい試練となる。自分自身が差別を受けた親も、受けずに済んだ親も、子どもが将来結婚差別に遭うのではないかと、不安を抱えているのが現状である。

地区出身者との結婚に反対する人は、しばしば「血筋」の護持を口にする。しかし、ちょっと考えてみてほしい。一人の人

間の二代前(両親)は一人、十代前なら千人、二十代前なら百万人もの先祖様がいる。互いに遠い親戚のようなものだ。さまざまな人々の染色体を少しずつ組み合わせる今がある。壮大で不思議で楽しいと私は思う。

「〇〇家」の家柄、家風を云々して反対する人もいる。半世紀も前から、法律上、戸主から戸主へとつなげる相続はなくなり、個人と個人との間の結婚になった。今こたわっても、結局その努力は報われないだろうし、人を傷つけたことを後悔する結果となるだろう。

世間に差別する目があることを理由に、子や孫が不幸にな



らないようにと結婚に反対する親もいる。子を思う親心のよ
うにも見えるが、わが子に罪を犯させることになる。一生自ら
重荷を負い、子どもにも負わせるのだろうか。さらに、一件の差
別が多数の不安や差別を引き起こしていく。世に差別者がい
るならば、支援してこそ親心ではないだろうか。

ところで最近、結婚差別を受けた人の、「親類に二人の犯罪
者もないのに、なぜ差別するのか」という気になる発言を聞
いた。部落差別はいけませんが、国籍や犯罪者の有無などを理由
にするのもおかしい。部落差別の撤廃とともに他の諸差別に
についても撤廃をめざし、相手の所属集団ではなく、相手の人間
によって、判断して行っていただきたいものである。

日本語を学ぶ教室 世界はテマン・ともだち

(財)世界人権問題研究センター研究第4部長・ジャーナリスト 福田 雅子

京阪電車・八幡市駅近くにある山柴公民館に灯りがと

市の生涯学習課をたずねて「教室」の確保と学習に使う

もつて「読み書き教室」の仲間が集まってきました。ブラジルか

プリント等の教材の印刷を支援してもらおうということで、学

ら日本に働きに来た夫婦は、夫の残業が減って生活が苦し

習をスタートさせました。教材となる新聞の名前は「世界は

くなったので仲間がいる街へ移りたいと。

テマン」、インドネシア語でともだちの意味です。八幡市内の

インドネシアからの研修生として金属プレスや溶接の工場

男山公民館・志水公民館の教室に重複して学ぶ生徒もいて

で働く青年達は、仕事を終えたその足で教室にかけつけます。

在籍者は81人、韓国・中国・ネパール・アメリカ・ベトナム・フィ

リピン・タイ・・・と多文化。ポランティアの先生役は企業人・

主婦・先生や舞蹈家など多彩な顔ぶれです。団地の盆踊り

寺北圭作さんは、定年後八幡市で暮らすことになって八幡市

に参加したり、ギョーザとチヂミ・・・うどん・かやくごはんの

でも「日本語読み書き教室」を開こうと思いました。



■みんなで料理実習

料理実習が国際理解を深めます。イルワン・ダウドさんがおぼえた日本の文字は「食堂」「禁煙」「ヘルメットを使いなさい」「さわるな」「近よるな」でした。

ピスマンさんは「ことばはたのしい!!」という題で作文を書きました。

「ぼくは、ことばが大好きです。…ぼくはことばにはすごい力があると思います。日本語はむずかしいと言われていますが、もしあなたが日本が好きで友だちがいれば、ぜんぜんむずかしくありませんよ。うれしいときはわらいましょ。かなしいときは泣きましょ。そしたらみんなわかってくれますよ。ぼくはブアンでも2年かんになりますがたくさんさんの友達ができて、ぼくはとてもうれしいです。」

9

多文化共生

(財)世界人権問題研究センター嘱託研究員

特定非営利活動法人東九条まちづくりサポートセンター副代表理事 宇野 豊

ある日。テーブルの上には、キムチやむし豚、ビールや酒などがおかれ、オモニ(お母さん)やアボジ(お父さん)たちが、少し遠慮がちに部屋に入ってきます。

「さあ、歌でもいいか」。酒がまわりはじめたころ、声がかかりました。おもむろにオモニが立ち上がり、朝鮮の民謡を歌い出しはじめます。

「チャンゴ(民族楽器)でいこか、このつくえ、邪魔やな」。真ん中に並べられてあったテーブルの後は、かくて、立派な舞台となりました。歌とチャンゴのリズムに合わせて、オモニたちが優雅に踊りはじめます。

「私、小さい時に日本に連れてこられたから、朝鮮の歌あまりしらんし、日本の歌を歌うわ」。この歌な、うちのゴヒャン(故郷)の歌やねん」。歌とチャンゴは、途切れることなく、延々と続きます。

ここに紹介したのは、在日韓国・朝鮮人が多く住む地域での宴会のひとつです。

在日韓国・朝鮮人の高齢者たちが、厳しい生活や歴史をかかえながらも、活き活きとした表情で、自分たちの民族性を当たり前のように表現しています。

現在、京都府では約55,000人の外国籍住民が生活を



営んでいます。そのうち、約42,000人が在日韓国・朝鮮人ですが、戦前、朝鮮半島で生まれ、渡日を余儀なくされた二世は少なくなってきました。他方、国籍という枠だけでは捉えきれないほど、多様性のある固有の生き方を選択する在日韓国・朝鮮人の青年たちが増えています。

一人ひとりの生活や表現の仕方が違うように、「民族」の表し方も多種多様ですが、そんな表現を理解し、あるがままの他者を受け止められる素地が、はたしてこの日本社会に備わっているのでしょうか。

「多文化共生社会」の実現とは、違いを認め、ともに生きていくと自然に考えられる人を育てていくことから始まるのではないのでしょうか。

働くこととは「自己実現」 重度身体障害者の授産施設 京都太陽の園

(財)世界人権問題研究センター研究第4部長・ジャーナリスト 福田 雅子

京都府船井郡園部町の社会就労センター「セルフ」は重度の身体障害者五十五人と、通所する身体障害者九人が働く授産施設です。

障害が重いため雇用されることが困難な人に必要な訓練を行い、働きながら自活することをめざしたこのセンターは社会福祉法人京都太陽の園によって設立され、今年で二十年を経ました。入所者の年齢は十八歳から六十歳まで、朝九時から夕方四時三十分までの仕事場は障害の性質や、働く人の希望もいれて七つのグループに分かれています。商品の値札つげや宣伝用パンフレットの袋詰めのコナーでは宅配便の糊付け

の部分を折る作業を助けるために、板目紙でつくった枠を利用して手際よい作業が進みます。近隣の企業が発注を続けている電気洗濯機のホースにフックをつける仕事も二十五本を正確にまとめる仕掛けが工夫されています。西陣の織り物工場で働いてきた女性は股関節を痛めていて電動の車椅子での作業です。値札につけた糸を検品しながら、「ここは、まわりに山があつて空気がいいし、友だちもでき、仕事もできて、それが生き甲斐」と。夫が亡くなって不安な日々を送ってきたと話す別の女性は「成人した男・女ふたりの子どもが冬休みには別の施設から帰ってくる。親子で過ごすこの時だけは働けないけ



■「セルフ」で働く人々

どね」。また七宝焼きのコーナーでは風船をテーマにした創作の額絵などで個展も開かれているという女性が、ピンセットで黒いフロッピーに銀箔を張る細やかな過程に熱中されていました。印刷コーナーは年末年始をひかえて活気づいています。入所者が自ら進んで障害を克服し、社会経済活動に参加することができるように必要な訓練を行う。授産の目的をこう掲げる京都太陽の園も二十年の歳月を経て高齢化と障害の重度化に直面しています。施設長の西井久和さんは意欲をもって働く人たちとともに居て、「七十歳を過ぎて働くことがいいのかどうか」とふと問い返しながら、「やはり働くことは、すべての人にとって大切な自己実現です」ときっぱり結ばれました。